

## 甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成29年12月7日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	長谷部 集 君	副委員長	滝川 美幸 君
	松井 豊 君		斉藤 芳夫 君
	有泉 庸一郎 君		内藤 久歳 君
	保坂 芳子 君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（9名）

副議長	米山 昇 君		横山 洋介 君
	金丸 幸司 君		五味 武彦 君
	金丸 寛 君		小澤 重則 君
	清水 正二 君		山本 今朝雄 君
	藤原 正夫 君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	内藤 博文 君	総務部長	三井 敏夫 君
市民部長	望月 映樹 君	教育部長	生山 勝 君
秘書政策課長	丸山 英資 君	企画財政課長	横森 貴志 君
人事課長	高鳥 悟 君	防災危機管理課長	長谷川 秀明 君
税務課長	長田 裕二 君	教育総務課長	樋口 充 君
学校教育課長	内藤 和彦 君	敷島・双葉 学校給食 センター所長	剣持 豊彦 君

生涯学習文化課長	土屋達巳君	スポーツ振興課長	梅原剛君
総合政策係長	大木康君	財政係長	宮本裕君
人事係長	瀧波秀彰君	給与係長	小池清美君
防災減災係長	広瀬修君	消防防犯係長	樋川浩一君
市民税係長	有泉正恵君	資産税係長	丸茂貴幸君
施設係長	伊藤達郎君	教育指導係長	中村忠廣君
生涯学習係長	羽中田和幸君	スポーツ推進係長	望月新路君

---

#### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岩下和也 書記 輿石文明  
書記 有野恵里

#### 審査内容

- 1 議案第63号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の制定の件
- 2 議案第64号 甲斐市税条例等の一部改正の件
- 3 議案第66号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）
- 4 その他

開会 午前 9時28分

○書記（輿石文明君） それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長谷部委員長、挨拶をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 改めまして、おはようございます。

本定例会3日目ということで、総務教育常任委員会を開催いたします。ご参集、本当にご苦労さまでございます。

朝は非常に冷え込みまして、けさも非常に寒かったところでもありますけれども、ぜひとも風邪など引かないように気をつけていただければと思います。また、インフルエンザにつきましても、非常に流行が始まっているというふうに、東京のほうでも始まっているなんていうふうにニュースがありますけれども、本市におきましても小・中学校の校内感染等を含み、迅速に対応ができるような形をとっていただければというふうに考えております。

本日は、条例審査2件の審査を行いまして、その後、補正予算になります。補正予算は歳出の審査をし、その後、歳入の審査をすることになっておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、座って進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

---

○委員長（長谷部 集君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で完結に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しておりますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

審査に入る前にお諮りをいたします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程予定により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例審査を行います。

議案第63号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

土屋生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） おはようございます。よろしく申し上げます。

議案集の5ページをお願いいたします。

議案第63号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の制定の件についてご説明をさせていただきます。

今回の条例の制定につきましては、まず、8ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

甲斐市竜王中部公園セミナーハウスの建築に伴い、設置及び管理に関して必要な事項を定めるための条例を制定するものでございます。

それでは、条文のご説明をいたしますので、5ページにお戻りください。

第1条につきましては、セミナーハウスの設置について定めるものでございます。各種体験学習事業等を通じて、創造力豊かな人材の育成を図り、もって地域の活性化に資するため、当セミナーハウスを設置すると明記してございます。

第2条は、名称及び位置について定めるものでございます。名称は、甲斐市竜王中部公園セミナーハウス、位置は、甲斐市西八幡2660番地です。

第3条については、市長が管理を行い、第4条は、職員の配置について明記しております。職員は所長のほかに、従前同様、嘱託職員で生涯学習コーディネーター、あと事務補助として一般職員、非常勤職員を配置させていただき、計3名体制で執務を行う予定でございます。

第5条は、所長及び職員の職務について明記しております。

第6条は、利用の許可について、第7条は、利用の制限を定めております。

6 ページをお願いいたします。

第 8 条は、使用料の納付減免免除について、第 9 条につきましては、使用料の還付について定めております。

第10条については、許可の権利の譲渡の禁止、第11条は、利用許可の取り消し等についてです。

7 ページでございます。

第12条につきましては、原状回復の義務、第13条につきましては、損害の賠償等について、第14条につきましては、利用者の責務、第15条につきましては、管理等の委任で、市長はセミナーハウスの使用管理及び使用料の徴収に関する事務を教育委員会に委任する旨を明記しております。

第16条につきましては、規則への委任事項でございます。

最後に附則になります。

本条例の施行期日につきましては、施設の供用開始に合わせ、平成30年4月1日からの施行と考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、準備行為につきましては、4月1日からの供用開始に備え、あらかじめ施設利用のための予約申請の受け付けが必要なことから、条例の施行前においても準備行為が行える旨の明記をさせていただいております。

8 ページには、別表といたしまして各部屋の使用料が明記してあります。新しい施設ではございますが、旧中部公民館と同等の使用料となっております。

以上が条例の内容でございます。

引き続きまして、甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例施行規則案についての説明をさせていただきます。

甲斐市定例市議会資料、こちらですけれども、こちらをご用意いただきまして、1 ページをお願いいたします。

規則の第 1 条につきましては、この規則の趣旨で甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の施行に関し必要な事項を定めるとするものでございます。

規則第 2 条は、利用時間、規則第 3 条は、休館日について定めております。

規則第 4 条につきましては、施設の利用許可申請について明記しております。

2 ページをお願いします。

規則第 5 条は、条例第 8 条第 2 項の規定による使用料の減免について、規則第 6 条につい

ては、使用料の減免申請について明記させていただいております。

規則第7条は、施設損壊等の届け出、規則第8条は、利用終了の届け出について定めており、規則第9条のその他については、この規則に定めるもののほか、セミナーハウスの管理等に関し必要な事項は市長が定めるとさせていただいております。

最後に附則になります。

条例同様に、規則の施行期日につきましては、施設の供用開始に合わせ、平成30年4月1日からの施行と考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、準備行為につきましても、条例同様に4月1日からの供用開始に備え、規則の施行前においても準備行為が行える旨の明記をさせていただいております。

以上、規則の概要について説明をさせていただきました。条例の制定とあわせてご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 管理する職員の人数というのは、大体同じだというように今ちょっと聞いたんですが、確認をします。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 職員は3人体制、所長、生涯学習コーディネーター、非常勤の職員でございます。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 旧中部公民館と同じ体制でございます。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この前の条例と今回これセミナーハウスという名称は当然変わっているわけけれども、その中で特別変わったということはないよね。ほとんど内容的には継続的なもの、どこか変わったところってあるんですか。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） おおむね公民館条例をもとにつくってありますけれども、大きく変わるところにつきましては、公民館ではございませんので、利用の制限が変わって

おります。

[発言する者あり]

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 公民館条例には、専ら営利を目的とした事業の利用を禁止したり、特定の政党、それから、特定の候補者を支持するための利用とか、公私の選挙に関する利用とか、あと特定の宗教、教団等の場合を利用制限をしていたんですが、セミナーハウスにはそれが明記されておられませんので、そういう方々が使えるという内容でございます。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、かなりその利用の範囲が広がったということでもいいということだね。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） そうですね。公民館に比べて利用の制限が緩やかになっていますので、市外の方も使えますし、かなり利用はできるようになっております。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 確認なんですけれども、公民館という形ではなくなるということで、公民館運営審議委員さんという方たちは、そこにはもう今度、関与しないという形でしょうか、運営とかそういうものに対して。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 公民館運営審議委員の先生方につきましては、関与はされないということになります。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） すみません、この間、見せてもらったんですが、ちょっと細かいこと聞いて申しわけないんですけども、講堂の椅子は幾つの予定ですか、何席。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 150席を予定しております。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 靴のまま入れるんですよね。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 建物の中は土足なんですけど、一応料理教室と講堂につきましては、土足は禁止という形にさせていただいております。

○委員長（長谷部 集君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ピアノはありますか。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 現在、中部公民館にありましたピアノが北部公民館に避難しておりますので、それを運ぶ形にしております。

○委員（保坂芳子君） 避難。わかりました。

○委員長（長谷部 集君） そのほかいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了し、続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

山本議員。

○議員（山本今朝雄君） すみません、1点教えてください。

2ページの使用料の減免の件ですけれども、この第4項に、前3項に掲げる者のほか市長が特に必要がある場合は減免する。その特にとはどんなことが想定されるのでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 官公庁とか社会教育関係団体とか、社会福祉団体とか明確なところはいいんですが、なかなかアバウトな部分の団体があった場合に協議をして、減免の対象になるかどうかというのを審査していただく部分で、この1項を設けております。

○議員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしますが、これは公園の附属施設の1つとしてセミナーハウスということで、体験学習施設ということで設置をされていますが、公民館と同じような使い方だという説明が先ほどからありましたが、一方で、公民館というのは社会教育施設で、いわゆる教育機関ということになるわけですが、施設の中身はほとんど同じような形ですが、利用者は先ほど緩やかになっているということで使えるという言い方、説明がありましたが、利用方法のほうでいわゆる社会教育施設と、いわゆる公民館とこうした体験施設、公園の一部施設としての利用の方法とで食い違いというんですかね、ちょっとこういう部分が違くと

か、こういうことに制約があるとかというような形の利用の仕方の中で差異があるでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） まず、市民の利便性を考えまして、古い公民館をつぶして新しい建物を建てているので、市民の感情からすれば新しい公民館をとということだと思いますので、その辺を尊重しまして、有事の際については防災の拠点施設には利用するという形で防災備蓄倉庫等も設けてありますけれども、何もなければ社会教育施設として生涯学習の拠点として体験学習も含めて使っていきたいということですので、生涯学習文化課が所管するということになっておりますので、特に今までと利用者団体もそのまま加盟していただいたりしていただく中で、利用の形態は変わらない形を考えております。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 利用者側とすれば、そんなに差し支えというんですかね、制約はないというような答弁のように聞こえましたが、先ほどいわゆる公民館運営審議会の委員のいわゆる審議の施設には入らないというご答弁がございました。利用していく中で、例えばその審議会委員さんの声とか利用者の声とか、そういうものはどういう形で反映させて改善をしていくのか、どういうお考えで運営していくのかお尋ねいたします。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） もちろん社会教育指導員の会議にはコーディネーターも参加していただいたり、それから、館長会議のところにも所長も出ていただいたり、それから、利用者団体の会を開いてアンケート調査等で要望を広げたりとかして運営をしていきたいと考えております。

○委員長（長谷部 集君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 結構このセミナーハウスって特殊だと思うんですが、このセミナーハウスと隣接する公園、そして、駐車場の連動性というのをどう考えているかお聞きしたいんですけれども、どういうことかという、例えばこれだけ利便性がよくなると、例えば任意団体で、じゃ、避難訓練の模擬で例えば公園にテント張って泊まって、その災害訓練を自主的にやってみたいとか、中にはイベントを駐車場も使ってやっていきたいという、そういった任意団体がふえてくると思うんですね。そういったときに連動性がなくなると、セミナーハウスはとれたけれども、駐車場と公園のほうがとれないから、じゃ、そういうイベントはできませんねとか、そういった形になってくると思うんですけれども、そういったところ

の連動性を教えてください。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 公園部分については都市公園ですので都市計画課と協議する中で、また、その災害の防災訓練等につきましては防災危機管理課と連携をとる中で、今後どのような使用方法が、来年度以降、また公園のほうも整備が始まりますので、そこも含めて、また協議していくような内容になろうかと思います。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） すみません、料金表のことでよろしいですかね。これは8ページでしょうか。

私ちょっと一番最後の午後8時半から午後10時までと、要するに1時間半利用で急に3倍になるんですね。市民から何で高いのと言われたとき、私はちょっと説明ができないんですよ。ほかの公民館の例をそのまま引き続けていると思うんですけども、まず、この3倍になる理由、ほかの公民館もそうでしょうけれども、ちょっと明確な判断、人の手配なのかどうなのか、だから3倍になっているんだという、ちょっと教えていただくとありがたいなと思うんですが、いかがですか。午後6時から午後10時まで、こっちは2,000円ですよ。ほか2,000円で、こっちは……

〔「これ午前間違いじゃないですか、午前8時半」と呼ぶ者あり〕

○議員（五味武彦君） これは間違いかな。

〔「間違いだと思う」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時57分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

現在審査中の議案第63号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例制定の件の審査につきましては、ここで一旦中断をさせていただき、次の審査に移りたいと思います。この議案につきましては、後刻また審査を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時00分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

引き続き、条例審査を行います。

議案第64号 甲斐市税条例等の一部改正の件を議題といたします。

当局より説明をお願いします。

長田税務課長。

○税務課長（長田裕二君） お疲れさまでございます。

それでは、市民部税務課より、議案第64号 甲斐市税条例等の一部改正の件につきまして説明をさせていただきます。

甲斐市定例議会議案の9ページをお願いします。

まず、議案第64号の甲斐市税条例等の一部改正の件につきまして、この提案理由といたしまして、11ページの一番下の欄をお願いいたします。

提案理由ですが、山梨県県税条例の一部を改正する条例が交付されたことに伴い、市条例の一部を改正するものでございます。

施行予定は、平成30年4月1日を予定しております。

定例市議会資料の3ページをお願いいたします。

甲斐市税条例等の一部改正の概要に示すとおり、今回、身体障害者等に対する軽自動車税の減免制度の見直しとなります。甲斐市税条例等の改正箇所は、第90条の改正となっております。

今回の主な改正の内容ですが、まず、減免対象となる障害等級の見直しについてですが、現在、視覚障害の4級、肢体不自由のうち、上肢の2級、下肢の3級については、その一部でしか減免を受けられませんでした。見直し後はこれらの等級に該当すれば減免が受けられるようになります。

次に、常時介護者運転による世帯要件の見直しについてですが、常時介護者運転については、単身または障害者だけで暮らしている障害者のみが減免対象となっておりましたが、見直

し後は70歳以上または未成年の方と暮らしている障害者も減免が受けられるようになります。

次に、減免対象車両の所有者登録要件の見直しについてですが、家族運転のうち、18歳以上の身体障害者等については、本人を所有者として登録する必要がありましたが、見直し後は家族の方、障害者と同居し、生計を一にする方による登録でも減免が受けられるようになります。

また、常時介護者運転による世帯要件の見直しに伴い、障害者とお住まいになる方、70歳以上または未成年の方で障害者と同居し、生計を一にする方による登録でも減免を受けられるようになります。

次に、条例の改正箇所について新旧対照表で説明いたします。4ページからの新旧対照表をお願いいたします。

第1条、甲斐市税条例の第90条の第1項では、身体障害者等に対する軽自動車税の減免についての条文になります。(1)では、身体障害者等が所有する軽自動車等の減免について、アは本人運転、イは家族運転、ウは常時介護者運転についての規定の整備となります。

(2)では、身体障害者等の以外の方が所有する軽自動車等の減免について、アは家族運転、イは介護者運転についての規定の整備となります。

5ページをお願いいたします。

第90条第2項では、車の構造上、身体障害者等の利用に専ら供する軽自動車等の公益減免についての規定の整備となります。

7ページをお願いします。

第90条の2第1項では、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の申請についての規定の整備となります。

8ページをお願いします。

第90条の2第2項は、公益減免の申請についての規定の整備となります。

第90条の2第3項は、減免を受けた事由が消滅した場合の申告についての規定の整備となります。

9ページをお願いします。

第2条、甲斐市税条例等の一部を改正する条例、平成28年甲斐市条例第31号の第2条については、軽自動車税の環境性能割の導入にあわせ、平成31年10月1日より施行となる条例改正を既に行っていますが、今回の県条例の改正に伴い、第90条及び第90条の2に条文

が改正となったため、その部分を改正するものでございます。

以上で、議案第64号 甲斐市税条例等の一部改正につきまして説明をさせていただきました。

いずれにいたしましても、山梨県条例の改正にあわせ、甲斐市税条例を改正するものがあります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 全部読み切れてないんで申しわけないんだけど、とりあえず90条の中の「1台に限る」の説明をお願いします。

○委員長（長谷部 集君） 何ページですか。

○委員（斉藤芳夫君） 4ページの対照表、旧は「1台に限る」はないけれども、新に「1台に限る」と書いてある。その内容。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 減免を受けられるものは1台となります。それで、旧のほうにも載ってありませんが、旧のほうでは要綱等でその辺の規定をさせていただきます。

以上です。

〔「旧に書いてある、一番最初、（1）の一番最初」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） すみません。説明がちょっと逆転してしまいます。申しわけありませんが、旧のほうは「1台に限る」ということで載っております。新のほうは県の条例に合わせて改正をしております。それでまた、この条例とは別に身体障害者の減免に関する要綱等を別に定めておりますので、そちらのほうで1台に限るということで改正をしております。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） もう1点、（1）の中に市長が定めるものという特例みたいなふうに書いてあるけれども、これは「1台に限る」という旧のほうに市長が必要と認めるものって言っているのか、全体を市長が認めるものといっている話で、今のと変わらないのか、その

辺はどうですか、新と旧。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 先ほどの斉藤委員の質問ですけれども、全体的に1台、1人1台ということになりますので、旧のときと新になっても1人1台の規定は変わりません。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） それを聞いているんじゃないくて、市長が定めるという部分を聞いているんだけど。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 新のほうで市長が定めるというのは、身体障害者手帳等はお持ちの方の等級等もありますので身体障害者、あとは精神の障害を有しているものを申請に基づいて、市長がそれをその方の障害がこの要綱で定める中のそれに合っていれば、精神とか身体障害者のうちのほうの要綱に定めているものに合っていれば減免ができる。それを市長が定めるという形になります。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） しつこいようだけれども、じゃ、だめって言えばだめということ。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） そうです。大変権限があるとは思いますが、県のほうの条例に基づいておりますので、それと今回も合わせております。県のほうも知事が認めるものというふうな形になっておりますが、その要綱のほうで定めてある等級等に該当すれば全て該当になる。それを市長が認めるというふうな言い方になりますので、以上になります。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと確認をしたいんですけども、この減免の3つの項目があって、さっきの説明の中で、世帯の中に障害者が、この先ほど言った上腕、下肢と言ったか、そういう障害者がいて、そこに同居する人がいれば、いわゆる健常者というか、そういう人が軽自動車を登録した場合に免除ができるという、そういう考え方でいいの、そういうこと。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） ええ、そのとおりであります。

○委員（内藤久歳君） そういうことね。

- 税務課長（長田裕二君） 同居の家族。
- 委員（内藤久歳君） 家族。
- 税務課長（長田裕二君） はい。障害者と同居の生計同一者という形になりますので、同居の家族。
- 委員（内藤久歳君） 同居のね。
- 税務課長（長田裕二君） はい。それで生計を一にしていれば。
- 委員長（長谷部 集君） 内藤委員。
- 委員（内藤久歳君） 特別、例えば同居していれば、特別障害者がそれに乗って制約がなくても、同居している家族であればその減免措置は受けられるということだね、平たく言えば、そういう考え方するんだ。
- 委員長（長谷部 集君） 長田課長。
- 税務課長（長田裕二君） ええ、そのとおりであります。
- 委員（内藤久歳君） そういうことね。はい、わかりました。
- 委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。
- 税務課長（長田裕二君） 申しわけありません。ちょっと補足で、あくまでも減免を受けるには申請行為が必要となりますので、申請をしないと減免は受けられないです。すみません。
- 委員長（長谷部 集君） 保坂委員。
- 委員（保坂芳子君） 申請時にその状況であればいいということなんですかね。だから、状況が変わってもそれはいいと。
- 委員長（長谷部 集君） 長田課長。
- 税務課長（長田裕二君） 軽自動車税の賦課の期日、基準日が4月1日ですので、4月1日の時点でそういう状態で、なおかつ減免の申請については毎年行っていただきます。
- 以上です。
- 委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。
- 齊藤委員。
- 委員（齊藤芳夫君） いや、今の説明だと、じゃ、途中で車買ったときは、また要ることね、申請が。
- 委員長（長谷部 集君） 長田課長。
- 税務課長（長田裕二君） 先ほど説明をさせていただいたとおり、基準日が4月1日ということですので、そのときに持っている車になります。年度途中で車を買いかえた場合は、軽

自動車税はかからないんですよ。4月1日に、だから、軽自動車税の減免ですので、その車に対する軽自動車税、その年はかかりませんので、翌年度の4月1日にその車に乗っていればかかるという形になりますので、今度はそういう状態にあるのであれば申請をしていただいてということになります。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） わかりづらいんだけど、軽自動車税は減免は4月にならんと変わらないという話はわかるんだけど、「1台に限る」という部分のところで、ナンバーが変わる、何々といったときに申請要らないの、変更届みたいなのは。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 1台もう減免を受けているんですよ。

○委員（齊藤芳夫君） 受けている。

○税務課長（長田裕二君） 受けてますよね。

○委員（齊藤芳夫君） それが変われば。

○税務課長（長田裕二君） でも、その車には軽自動車税がかからないので、4月までかからないですよ。そうすると、その車、途中で、じゃ、4月にあれしました、乗っている車があります。途中で8月とかに車を買いかえた場合には、その車に対しては、もう軽自動車税はかからないですね、新しく取得した車には。その新しく取得した車は、いつ軽自動車にかかるかという翌年の4月1日の基準日にその車に乗っていればかかりますので、だから、1台だけになります。

○委員長（長谷部 集君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 確認だけでも、そうすると、車種が変わっても何でも1台であればいいという話ね。

○委員長（長谷部 集君） 有泉係長。

○市民税係長（有泉正恵君） 減免の申請をしていただいたときには、身体障害者手帳を提示をしていただいて、その中にゴム印を押してナンバーを記録するような形になっています。ですので、そのお宅で普通自動車と軽自動車を持っていた場合にも、どちらかが減免を受けていれば、もう片方は受けられないという形になりますので、翌年の納税通知書が6月1日以降に届きますので、6月末の納期の7日前までに改めて申請をしていただいたところで、新しく購入された車のナンバーを記入させていただくという形で確認をさせていただきます。

〔発言する者あり〕

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 例えばですね、お宅の中で2人障害の方がいた場合、それは1人1台だから、2台は減免を受けられることで、生計はあれですけれども、どうでしょうかね。いいんですかね。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） その申請をする障害者の方について1台になります。

〔「1人に対して1台」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（長田裕二君） 1人に対して1台という形になります。

○委員（保坂芳子君） 2人いれば2台という……

○税務課長（長田裕二君） 2台あれば2台になります。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと確認したいんですけども、例えば今、先ほどの説明の中で、普通そこに同居していれば減免受けられるということがあるじゃないですか。本来そういう減免措置をするということに関しては、その身体障害者に何らかのサポートをするために減免措置をするという考え方もあると思うんですよね。だから、例えば若い息子がいて、同居していると。しかしながら、その身体障害者に対して何のサポートというか恩恵もない形の中で、若い子供が車のほうで乗り歩いていると、全然その障害者に対して何もしんという形もあり得るわけだよね。だから、その辺のところのやはり根拠というか、今回これを変えたその辺はどういう形で、こういう減免をするようになったのかな。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） この中にも専ら身体障害者の介護をするということで、一応申請書の中にも理由書等をつけていただきますので、その辺でちょっと判断をさせていただく形にはなります。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今さっき障害の中身なんですけれども、目でしたよね。目と上下肢でしたね。そうすると、身体障害が中心なんだろうけれども、聾とか、それから、精神の場

合はどう、関係ないんですけど。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 減免対象の障害の内容ですが、視覚障害、聴覚障害が1級から4級まで、聴覚障害2級、聴覚で2級、3級、聴覚障害の中の平衡機能が3級、肢体不自由、上肢1級、2級、下肢は1級から3級までが家族運転もオーケー、4級から5・6級は本人運転のみとなります。肢体不自由の体幹ですが、1級、2級、3級までで、5級は本人運転のみとなります。あと、内臓機能障害、心臓機能は1級と3級、肝臓機能も1級、3級、呼吸機能1級、3級、直腸機能1級、3級、小腸機能1級、3級、H I V 1級、2級、3級、肝臓機能が同じく1級から2級、3級。

以上になります。

○委員（保坂芳子君） 精神ありましたか。

○税務課長（長田裕二君） すみません。精神障害の方も対象になります。

〔「精神は等級は」「療育手帳Aと精神」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（長田裕二君） 精神のほうについては療育手帳のAと精神の1級。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了し、続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） この条例の制定の根拠で、山梨県の県税条例の一部を改正する条例の施行に伴ってということのようですが、県の条例ということになると、自動車税は県税ですから自動車税の条例がありますけれども、軽自動車税は市税で県の条例ではひっかからないと思うんですけども、これはあれですか、県の自動車税の条例が同じような改正で減免になると、それに準じて軽自動車も同じような改正をすると、こういうことの趣旨で今回改正するわけでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 今回の改正は、主に2つの主な改正のあれがあります。

1点目は、ちょっと説明の中にもありましたけれども、31年10月1日施行になります、自動車税も軽自動車税ももともとの自動車取得税というのが廃止になります。そのかわりに、環境性能割というものが自動車税と軽自動車税にできます。普通の軽自動車税の税は種別割という税で市町村が取るんですが、環境性能割については当面の間、県が徴収するというところで、自動車取得税のかわりになるような税になります。それで、自動車取得税についても減免があります。そのために県は条例改正をした中で、身障者の幅広い社会参加も一層支援していくということも含めた中で条例改正をしておりますので、県の取得税が減免になって、市町村の軽自動車税が減免にならないということではおかしいので、今回県のほうからの要望もありまして、県内の軽自動車税、市町村については全て県に合わせて条例を改正するというふうな形になっております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 取得税とか、そういう関連はわかりました。

その障害者の減免について、いわゆる普通の自動車ですね、県税である自動車税、そちらも同じ改正が今回なされて、同じような条件で先ほど説明がありました、目で1級から2級とか、そういう方が同じ該当者が自動車についても減免になるのか。それから、さっき1台と言いましたけれども、軽自動車でなくて普通車も含めての1台ということの何か説明が先ほどありましたけれども、そういうことも今回一緒に合わせて1台というようなことであるような説明がさっきありましたが、そうすると、ここで「1台に限る」というのが、軽自動車だけでなく普通車も含めての1台ということになると思うんですけども、この「1台に限る」が、そこが普通車も入れての1台という形で解釈にとれるのかどうか、この条例でね、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 軽自動車、自動車税、軽自動車税については、先ほども説明した中で県の条例も自動車税のくくりの中にその減免の規定が設けてあります。市町村は軽自動車税のくくりの中でその減免の規定が設けてありますので、先ほど自動車税、今までの自動車税が31年11月1日、消費税導入と同時に変わりますので、自動車税についてはその県の条例に合わせて環境性能割の徴収があるということで、その中で条例のほうを改正しています。

それでまた、この「1台に限る」なんですけれども、この「1台に限る」は、先ほど係長

のほうから説明もありましたけれども、従前から1台だけという形になります。普通自動車  
で受けていれば軽自動車は受けれないという形になりますので。

○委員長（長谷部 集君） この文章が、ここにある1台というのは軽自動車だけで1台なの  
か、それとも普通自動車も含めて1台なのかということが読み取れるかという質問です。

長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 軽自動車の減免については、申請行為という説明を先ほどさせて  
いただきました。普通自動車の減免については、県のほうで納付書が行ってから……

〔発言する者あり〕

○税務課長（長田裕二君） 1週間ですね、うちのほうも1週間なんですけれども、身障者手  
帳をそれぞれ交付してもらっていますので、その身障者手帳に普通自動車を受けていれば、  
そこへ判こが押されますので、その辺で確認をして軽自動車と普通自動車が1人の人に対し  
て二重に減免を受けないような仕組みにはなっておりますので、その辺で判断するような形  
になります。

〔発言する者あり〕

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） いいですか。今度は範囲が広がったということで、例えば来年4月1  
日施行であれば、もうシミュレーションしてあると思うんですが、どのくらいその減免措置  
で税が減少するのか、逆に、それで逆に減免で救われる台数もしくは人、こういったものは  
もう既にシミュレーションとして、それとも申請行為だからあけてみなければわからんのか、  
この辺をまずお聞きしたいんですが。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 来年の4月に条例が施行されますので、ちょっとそのときになっ  
てみて申請書が上がってこないとちょっと数のほうはわかりません。ただ、現在の減免の台  
数については236台減免をしております。そして、金額については192万2,500円の減免のあ  
れになっております。ちょっとその内容とは違うのかもしれないんですけれども、新しく施  
行、この条例が施行されることによって、今、減免を受けている方の中で1人の方だけはち  
ょっと減免が受けられなくなりますので、その方については、今後この条例が議会で承認を  
いただいた場合には、そのお宅のほうに伺って、詳しく説明をした中にご理解を求めてい  
こうというふうに考えています。

以上です。

○議員（五味武彦君） もう一ついいですか。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 範囲が広がるということで、例えばちょっとこれ私、素人でわからないんですけども、身体障害者施設の入居者に、例えば1人ずつ、何人かいますよね。そうすると、今度はそこの施設で使っている商用車というか会社の車、専らその介護にというか、それに使いますよね。そうすると、そこの施設で持っている車も減免になっちゃうのか、この辺はどうなんですかね。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） その部分については公益減免というものがあまして、法人等で持っている車については申請があれば公益減免の対象となりますので、これは今までもあったものですので、今度新しく施設等があつて申請があれば、その公益減免の対象になるのであれば減免になると思われま。

○議員（五味武彦君） わかりました。

○委員長（長谷部 集君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、先ほどの答弁の中でお一方だけ今度受けられなくなるとおっしゃっていたんですけども、どういう理由で今度受けられなくなるんですか。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 今度の条例の中に「同居」という言葉が入りました。その方についてはご両親が住んで、両親ともいるんですけども、車を持っている方は同居じゃない娘さんとして、その方は別世帯、別のところに住んでいますので、今度のこの条例が施行されると該当にならない。今まではうちの条例はその同居というのがなかったです。生計同一だけだったので。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） じゃ、今回何でそういう方がいらっしゃるってわかっていて何で外しちゃったんですか。

○委員長（長谷部 集君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） それは県と合わせるために、これは全ての市町村がそういう県と同一のもので条例のほうを改正しておりますので。

以上になります。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第64号 甲斐市税条例等の一部改正の件をについて討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第64号を終わります。

これで条例審査を終わります。

暫時休憩し、職員の入替えを行います。

45分、再開いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、補正予算審査を行います。

議案第66号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りをいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） それでは、そのようにいたします。

初めに、秘書政策課より2款総務費、1項総務管理費、5目企画費について説明をお願いいたします。

丸山秘書政策課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） お疲れさまでございます。

秘書政策課から補正予算の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、03企画管理費、補正額としまして7万3,000円でございます。また、財源につきましては一般財源となっております。

まず、1節報酬費7万3,000円につきましては、総合企画審議会の委員24名分の報酬1回分の増額となっております。現在、山梨県緑化センターの跡地を活用したPPP、PFI導入可能性調査を進めており、本事業を甲斐市の地方創生への取り組みとして、甲斐市まち・ひと・しごと創造戦略へ位置づけていくこととなります。このため、今後基本計画の内容や導入可能性調査の結果などもご審議いただくことから、開催回数をふやし、1回分の委員報酬の増額をお願いするものであります。

次に、8節報償費2,061万5,000円及び12節役務費53万5,000円の合計2,115万円の減額を行い、同額を13節委託料に2,115万円の増額をお願いするものであります。内容につきましては、ふるさと応援寄附金事業として予算の増減はございません。現在、13節委託料には楽天ポータルサイト分の寄附者贈呈品、各種手数料等の予算措置を行っております。ことし5月に導入いたしましたソフトバンク系列のポータルサイト「さとふる」が、「ふるさとチョイス」より好調であることから、寄附金形態の実情に合わせ、8節報償費、12節役務費の予算を13節の委託料と組み替えを行うものでございます。

以上、合計7万3,000円の補正内容であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の説明、報償費と役務費を今、委託料にかえるというんだけど、この今、かえる内容について今、説明してもらったんだけど、それはどういう形でそう

なったのか、もっと詳しく説明。

○委員長（長谷部 集君） 丸山課長。

○秘書政策課長（丸山英資君） 今現在のふるさと応援寄附金の実情を踏まえますと、昨年度の分析から「ふるさとチョイス」というポータルサイトの寄附金が多かったんですけれども、本年から「さとふる」という委託業務のほうのポータルサイトのほうが寄附額が伸びてきていることから、一応「ふるさとチョイス」は報償費として贈呈品を返していたんですけれども、委託料で全部賄っているものへ振りかえるものでございます。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで秘書政策課関係の質疑を終了します。

続いて、企画財政課より13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費について説明をお願いします。

横森企画財政課長。

○企画財政課長（横森貴志君） お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課がお願いいたします歳出の補正予算につきましてご説明いたします。補正予算説明書の18、19ページをお開き願います。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費、25節積立金6億3,599万6,000円につきましては、このたびの補正に伴います歳入歳出の差し引き額を財政調整基金に積み立てるものでございます。今回の積立金につきましては、地方財政法第7条により、各会計年度において歳入歳出の決算上、剰余金を生じた場合においては当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は翌々年度までに積み立てなければならないと規定されておりますので、平成28年度決算において生じた剰余金の2分の1以上を積み立てるものでございます。この積み立てによりまして、財政調整基金の年度末現在高は、現時点では37億1,796万7,000円となる見込みでございます。

以上、歳出についてご説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了し、続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで企画財政課関係の質疑を終了します。

暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時52分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、人事課より2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費について説明をお願いします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

人事課より、一般職非常勤職員の人件費の補正予算につきまして説明させていただきます。補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、02総務管理関係嘱託非常勤職員等費の25万9,000円の補正予算の内容につきまして説明させていただきます。

まず、4節共済費につきましては、雇用保険の保険料率が1000分の11から1000分の9に改正されたことによりまして、229万円を減額するものであります。

続いて、7節の賃金につきましては、現在、傷病休暇を取得しております職員の代替職員

の賃金254万9,000円を増額するものであります。現在、傷病休暇を取得しております職員2名と予備の1名の合計3名分でございます。

以上が人事課に係ります補正予算の説明でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ3名分というんだけど、ここで補正するということは、いつごろからこの3名が傷病休暇になったの。

○委員長（長谷部 集君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 3名分の1名分は予備なんですけれども、2名は9月から傷病休暇をとっております。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

○委員（内藤久歳君） はい。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了し、続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで人事課関係の質疑を終了します。

続いて、防災危機管理課より2款総務費、1項総務管理費、9目交通安全防犯対策費及び9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、5目災害対策費について説明をお願いします。

長谷川防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） お疲れさまです。

防災危機管理課より、12月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費、9目交通安全防犯対策費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

14の防犯対策推進事業につきましては、補正前の額4,755万5,000円に補正額73万8,000円を増額し、補正後の額4,829万3,000円とする補正をお願いするものでございます。自治会から防犯灯の新設置要望があった場合には、現地確認を行い、設置についての適否の判断をして、年間何回かに分けて設置工事を行っております。今年度、現在までに54基の設置を発注いたしました。今後の設置見込み数を25基と見込んでおり、工事請負費の予算額197万5,000円に対しまして73万8,000円が不足となる見込みであります。つきましては、不足と見込まれます金額につきまして補正をお願いするものでございます。

次に、補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

01の常備消防負担金につきまして、補正前の額8億5,080万4,000円に補正額323万5,000円を増額し、補正後の額8億5,403万9,000円とする補正をお願いするものでございます。常備消防負担金につきましては、例年この時期に基準財政需要額の確定に伴う補正をお願いしているところでございますが、今年度、甲府地区広域行政事務組合常備消防負担金につきまして45万4,000円の増額、峡北広域行政事務組合常備消防負担金につきましては286万2,000円の増額となりました。また、電気用品安全表示監視及び液化石油ガス設備工事届け出に係る移譲事務負担金につきましては、前年度の実績により8万1,000円の減額となる旨、甲府地区広域行政事務組合から金額の提示がございましたので、先ほどご説明をいたしました常備消防負担金と合わせて補正をお願いするものであります。

次に、その下になりますけれども、5目災害対策費の補正予算につきましてご説明申し上げます。

03の自主防災組織補助事業につきまして、補正前の額3,634万9,000円に補正額79万円を増額し、補正後の額3,713万9,000円とする補正をお願いするものでございます。自主防災組織の育成や活動の推進を図るため、訓練に要した費用並びに防災資機材の購入費に対する補助を行っておりますが、訓練補助金につきましては400万円の予算額に対し13万9,000円が不足となる見込みであります。また、資機材補助金につきましては500万円の予算額に対し65万1,000円が不足となる見込みであります。つきましては、不足と見込まれます79万円につきまして補正をお願いするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 防犯灯のことでお伺いしたいんですけども、これで今から25基ぐらい入るということで仮定で補正を組んでいると思うんですが、これは今までの申請が25基あったのか、それとも今後予想されるものを含めて25基なのか、この辺はどうなんでしょう。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 既に発注済みのもので降ですね、既に申請してあるものと今後、今現在から来年度、来年3月までに申請のあると見込まれる件数を見込んだものでございます。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 今後予想される数というのは、例えば2月に申請もしくは1月に自治会のほうから申請したということで、予算切れだよと、来年度に回すよというおそれも出てくると思うんですが、この辺の予測は十分立ってますか、充足するような数字になっているんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 申請の時期によりましては、工事発注ができないものも出てくるかと思えますし、今、議員さんのおっしゃるように予算の関係で基数が多く出てくれば、来年度に回る基数があるかとは思えます。

以上です。

○議員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 今の防犯灯の件でお聞きしますが、たしかLED化して、一括で借り上げというか委託料、使用料をお支払いしてやっていると思うんですけども、新規にこうして100近くつけるわけですが、これらの管理とか電気料とか、それらは先に防犯灯を業者と契約しているわけですが、それらとどういう関係になるわけでしょうか、追加でした、こういう設置したものは。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 平成27年度に6,300、ちょっと細かい数字は忘れましたけれども、6,000何百灯の防犯灯をリースでLED化しました。その後のものにつきましては、従来のおり、設置は市で行いまして、維持管理については自治会、電気料についてはリースのものも今後つけるものも自治会のほうで負担していただき、その後申請をしていただいて電気料については補助を行っているところでございます。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 6,000を超える数がLED化一気にされて、リース料を払って10年契約でしたか。その後は市のほうに移管されるようですが、今回つけているものは全く同じもの、例えばLEDで明るさも同じで、街灯、防犯灯にはメーターありませんから幾らという形で電気の使用料を算定されて、月幾らという形を決定をされているわけですけども、全く追加でやるものも同じ規格のものなのか、その辺はどんなぐあいになっているんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 長谷川課長。

○防災危機管理課長（長谷川秀明君） 防犯灯の灯具につきましては、LEDのもので同じ機能を有したものを設置しております。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようでしたら、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで防災危機管理課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開します。

続いて、教育総務課より10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費及び10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費について繰越明許費もあわせて説明をお願いします。

樋口教育総務課長。

○教育総務課長（樋口 充君） お疲れさまでございます。

教育総務課から、補正予算について説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

下段の10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費につきまして説明をさせていただきます。

補正前の4億9,576万2,000円に対しまして1,261万2,000円を増額補正し、補正後の額が5億837万4,000円になるものでございます。補正額の財源内訳ですが、市債が合併特例債1,170万円、一般財源が91万2,000円の増額でございます。

内容ですが、17ページをお願いします。

説明欄14小学校施設整備費の1,240万円につきましては、竜王西小学校非常用階段改修工事について工事管理委託料と工事請負費の増額補正をお願いするものでございます。工事内容につきましては、南館、北館の屋外非常用階段の外壁等に劣化やひび割れが見られ、階段部分では塗装のはがれが多くあり、非常階段としての機能を維持するため、外壁改修として塗装剥離、防水塗装、階段補修として防水モルタル除去、ノンスリップタイル、防水塗装塗布などの工事を実施していきたいと考えております。

20ページをお願いいたします。

この工事の繰越明許費の追加の関係となります。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、小学校施設整備費につきましては、工事期間が4カ月程度かかることから工事管理委託料と工事請負費の全額1,240万円を翌年度に繰り越すものでございます。

17ページに戻っていただきたいと思ひます。

15小学校施設維持費の21万2,000円につきましては、9項のエアコンの空調設備工事に伴う受変電設備の増設により設備容量が増加することから、電気保安管理業務に係る委託料の増額補正をお願いするものでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

中段の10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費について説明をさせていただきます。

補正前の1億5,558万7,000円に対しまして672万7,000円の増額補正し、補正後の額が1億6,231万4,000円になるものでございます。補正額の財源内訳ですが、全額一般財源でございます。

内容ですが、19ページをお願いいたします。

説明欄06敷島中学校費の650万円につきましては、敷島中学校アーチェリー練習場防矢ネット設置工事について工事請負費の増額補正をお願いするものでございます。工事内容につきましては、11月29日の台風22号の雨や強風により防矢ネットが破損したため、ネットの設置工事を実施するものでございます。

次に、09中学校施設維持費の22万7,000円につきましては、4項のエアコンの空調設備工事に伴う受変電設備の増設により設備容量が増加することから電気保安管理業務に係る委託料の増額補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） まず、西小学校の非常階段、これは補正で出てきたというのは、それで繰り越しにするという説明ということは、例えば前からそれなりの学校からの要望とか、あるいは教育委員会なり総務課で見たとか、これは当初のときになぜ検討できなかったんでしょうかね。急に出た話ではないような気がするんですけども。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） 毎年各学校の小学校、中学校のほうに要望等を依頼しまして、各学校から上がってきます。その上がってきた部分につきまして教育総務課のほうで現地確認をさせていただいているところなんですけれども、今回8月に学校のほうから出てきて……

○委員（斉藤芳夫君） 8月。

○教育総務課長（樋口 充君） はい。うちのほうで現地を確認させていただきました。先ほ

どご説明させていただきましたように、外壁のほうにクラック等、また、階段の部分に塗装の剥離等が見られることから、今回させていただくような形になっております。

○委員（斉藤芳夫君） わかりました。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） ないようでしたら、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） アーチェリー場の改修なんですけど、ちょっと私、現場見てなかったんで、どういう状況で壊れたのかわかんないんですけども、今までのネットと比べて、今度はそういう台風とかいろいろなものにも耐え得るような、そういう構造になっているのかちょっと、また、その台風でまたやられちゃったということになると困るんで、この辺はどんなぐあいな施設になるんですか。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） 今の現状のネットなんですけれども、一番上と真ん中と中段で一応そのネットが結ばれるような形になっております。今ネットの幅につきましても2メートルがつながるような形で縫い目になって今のネットはなっております。今回の22号の台風によりまして強風のため、県道側のほうも含めなんですけれども、一番下のとめと真ん中の部分が破損してしまっていて、ネットが今パアパアしているような状況と、あと、つなぎ目がやはり切れてしまっていて、風によってパアパアしているような形になってございます。今回、一応お願いする部分につきましては、メーカーのほうも一応改良はしているみたいで、今回ネットにつきましては6メートルのスパンで一応つなぎをするような形と、あとやはり補強ということで一番真ん中の部分を2つ、2本にさせていただいて4点でネットを接合するような形で工事をしたいなと考えているところでございます。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） それで大体内容はわかったんですけども、離れた箇所だけを修理するのか、それともそこも含めて全体を修理するのか、この辺はいかがなんでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） ネットのほうもやはり年数がたっているということで、縫い合わせも不可能というような状況もございますので、今回の工事で全体のほうをさせていただきたいと考えております。

○議員（五味武彦君） ありがとうございます。

○委員長（長谷部 集君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしますが、今回小学校で新たに道徳の必須化というんですかね、されるということで……

〔発言する者あり〕

○議員（米山 昇君） 違う、まだ入っていないのかな。

○委員長（長谷部 集君） 道徳はまだです。

そのほかいかがですか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで教育総務課関係の質疑を終了します。

続いて、学校教育課より10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費及び10款教育費、4項学校給食費、1目給食センター費について説明をお願いします。

内藤学校教育課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 大変お疲れさまでございます。

学校教育課より、補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の16、17ページをお開きください。

一番下の段の10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費でございます。補正前の額1億2,076万1,000円に対しまして246万8,000円の増額補正をお願いし、合計1億2,322万9,000円とするものでございます。補正額の財源内訳につきましては、全て一般財源であります。

内容につきましては、平成30年4月から小学校のこれまでの道徳の時間は特別の教科、道徳となって新学習指導要領を先取りして全面実施されます。それに伴い、本年7月には使用する教科書の採択が行われました。教育委員会としましては、各小学校で来年4月からの指導内容、指導方針を確立するに当たり、学級数に応じ、教師用の教科書、指導書等を早期に購入し、本年度中に各小学校に配付する必要があるため、11校の小学校ごとにその関係

経費の補正をお願いするものでございます。また、敷島南小学校においては来年度、新5年生が1学級増加となるため、道徳に加え、他の教科につきましても教師用教科書及び指導書を購入する必要があるため、合わせて補正をお願いするものです。

続きまして、補正予算説明書は18、19ページをお願いいたします。

給食センター関係の補正予算についてご説明いたします。

4項学校給食費、1目給食センター費につきまして、補正前の額3億1,060万3,000円に対しまして201万3,000円の増額補正をお願いし、合計3億1,261万6,000円とするものでございます。補正額の財源内訳につきましては、全て一般財源であります。

内容につきましては、年度当初、双葉学校給食センターの調理員には退職した再任用職員1名を配置する予定でありましたが、勤務時間の関係から一般職非常勤職員の任用に切りかえたことにより、1節報酬を196万6,000円、4節共済費を4万7,000円それぞれ増額させていただくものです。

以上で補正予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） それでは、質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、先ほどの説明で、道徳教育の事前の準備という形の中で教科書ということですけども、その道徳教育に関して事前に教科書を購入をして、どういう事前の準備というか学校の中でやっていくのか、その辺のところをちょっと。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 各学校におきましては、新しく教科書が採択されましたので、その教科書に従いまして年間指導計画の作成、それから、各事業ごとに指導書等、解説書等を利用して、時間当たりの計画を立てていくということになりますので、そのための教科書事前の配付ということでございます。

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、事前には準備するんだけど、年度が変わると先生もかわってしまうし、いろいろとそういうところがあるじゃないですか。その辺のところの関連性というのか、本をこうやって準備してやっても、それが今やっていくわけですね。その辺のところの整合性というのか、その準備する段取りというのか、その辺はどうなっているん

ですか。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 各学校におきましては、年間計画の作成は現時点で来年の自分の学年のものを計画を立てます。そうすると、4月以降、人事異動等、あるいは校務分掌等で変わったものもその年間計画に従って準備を、授業は進めていくということになります。また、各単元の授業については、若干の指導の内容についてはそれぞれの担任のまたアイデア等も入れながら授業を進めていくことになると思います。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了し、続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 今の続きになりますけれども、初めてのことから、事前準備をするということで道德の件ですけれども、甲斐市には11校小学校があるわけですから、各学校ごとに検討するものいいかと思うんですけれども、11校でやはりある程度そろえてというか、方針を定めて検討するほうがいいんじゃないかと思うんですが、そういう横の連絡というか、そういう何か検討委員会というか、そういうようなものをつくって甲斐市全体としての方向性を確立というか、そういうような考えというかございますでしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 現在のところ、道德の教科に限っての検討会の立ち上げ等は考えておりませんが、各学校で新しい学習指導要領の解説書等も出ております。教科書会社も決定しましたので、そこでの授業を行う上での資料等が出ておりますので、一番はそういったものを活用しながら学習指導要領に基づいて、各学校で自分の学校の子供たちの実態に合わせて授業を組み立てていくということで進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで学校教育課関係の質疑を終了します。

続いて、スポーツ振興課より10款教育費、7項保健体育費、1目保健体育総務費について説明をお願いします。

梅原スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 大変お疲れさまでございます。

続きまして、スポーツ振興課から12月の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書18、19ページをお願いいたします。議案書につきましても18、19ページになります。

10款教育費、7項保健体育費、1目保健体育総務費の14県外スポーツ大会出場補助事業でございます。補正前の額7,950万4,000円に61万の増額をお願いし8,011万4,000円とするものでございます。財源は全て一般財源であります。

補正予算の負担金補助及び交付金61万円でございますが、県代表として県外スポーツ大会に出場した団体等に対し、かかる経費の一部を助成しておりますが、不足額が生じる見込みのため増額補正をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちなみに、今年度県外のスポーツ大会へやった今までの実績というのはどれぐらいあるんですか。

○委員長（長谷部 集君） 望月係長。

○スポーツ推進係長（望月新路君） 今年度の実績なんですけれども、これまでに10件の団体のほうに補助をしております。今後5件見込みということで61万円の補正をお願いするものであります。

○委員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようでしたら、委員の質疑を終了し、続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） この予算とは関係なくなっちゃって質問してもいいのかわからないんですけども、この間、甲斐市Aが駅伝で優勝しました。それに対して、例えばスポーツ振興課とか行政のほうで表彰であるとかPRするようなこと、施策ですかね、そういったものをお考えなのか、まず、いずれ体協を通じてそういう助成金が出ているんで、お金のほうはちょっとえらいかもしれないんですけども、そのアピールする方法とか、そういったものを考えてますでしょうかね。

○委員長（長谷部 集君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 県下一周駅伝の大会で、甲斐市AとBがあったんですが、甲斐市Aが今回初優勝ということで進んでいきました。次の日の4日ですか、大会の役員の関係者の方が見えまして、大会の優勝報告という形がありまして市長室のほうに来られたところがあるんですが、当然そのときに体育協会の関係も一緒に来ていただいて、優勝の報告という形をとらせていただいていたいただきました。そのときに当然、広報の関係のほうも呼びまして、市の広報に載るような形とか、ものを今、考えておりまして、随時そんな形で市のほうの優勝の報告のアピールをしていきたいというように考えております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） PRですけども、表彰のことは余り考えてないですね、いかがですか。検討するって言うてくれたらいいです。

○委員長（長谷部 集君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 今回、県下一周駅伝は初優勝でございましたが、いろいろな種目の団体とかがいまして、当然そちらの団体等も県下で優勝したサッカーとかソフトボールとかいろいろあるんですが、優勝したこともありまして、その中で報告会等はしていただいているところなんです、そこら辺も含めた中で表彰については、また今後の中でという形なんです、今のところは表彰については特段は考えてないところでございます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、これも今回の予算とは関係ない話なんです、すみません。先ほど小学校のほうでアーチェリー場の台風の影響で防風ネットが壊れたということで、ただ、市内でそういうスポーツ施設で台風の影響で壊れている箇所も幾つかあると思うんで

すけれども、そういったのは把握はされていますか。

○委員長（長谷部 集君） 樋口課長。

○教育総務課長（樋口 充君） 先ほど敷島中学校のアーチェリー場の練習場の件をご説明させていただいたんですけれども、あと玉幡中学校の公式練習の場所があるんですけれども、そのフェンスがやはり風によって傾きまして、今現状はそこはもう危険ですので撤去させていただき、仮のネットをさせていただく中で、当初予算で一応補修のほうを考えさせていただいているところで、学校関係はそのようなことをございます。

あともう1点、竜王南小学校で、やはり22日の日ですね。台風21号の関係で、やはり泥が詰まっていたような感じもありまして、雨漏りが体育館の中にございました。その点につきましては、今年度で修繕をしていくような考えでございます。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） なるべく審査内容から外れないようお願いをしたいと思います。

そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これでスポーツ振興課関係の質疑を終了いたします。

暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開します。

続いて、税務課より2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費及び2目賦課徴収費について説明をお願いします。

長田税務課長。

○税務課長（長田裕二君） お疲れさまでございます。

税務課より補正予算につきまして説明させていただきます。

まず、平成29年度12月補正予算説明書の10ページ、11ページをごらんいただきたいと思います。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費、12節役務費、10の税務管理費（市民税）につきまして110万円の増額補正をお願いするものであります。これは、役務費のうち通信運搬費について補正するもので、内容は、給与所得に係る市民税、県民税、特別徴収税額の決定、変更通知に納税義務者のマイナンバーが記載されており、甲斐市特定個人情報取扱管理規程において、マイナンバー記載書類等の郵送においては追跡可能な方法とすることが定められているため、簡易書留郵便で発送する必要があるため、今後の郵送料を含め、増額補正をお願いするものであります。

次に、2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、12節役務費、12の固定資産税賦課費20万円の増額補正をお願いするものであります。これは、役務費のうち通信運搬費について補正するもので、内容は、固定資産税の当初納税通知書が前年度と比べ305通ほど増加しており、また、12月に発送する償却資産申告書については、本年6月1日より定形外郵便の郵送料が変更となり、規格外扱いの料金となるため、今後の郵送料を含め増額補正をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、税務課の平成29年度12月補正につきまして説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

なしでいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、以上で委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで税務課関係の質疑を終了し、歳出の質疑を終了いたします。

続いて、歳入について行います。

税務課より1款市税について説明をお願いします。

長田税務課長。

○税務課長（長田裕二君） 引き続き、税務課より市税に係る補正予算につきましてご説明させていただきます。

それでは、お手元の平成29年度12月補正予算説明書の3ページをお願いします。

まず、歳入についての全体の説明になりますが、1款の市税としまして、当初予算額84億7,937万4,000円に補正額8,000万円を増額しまして、市税の総額を85億5,937万4,000円とするものでございます。

この内訳としまして6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

1項市民税ですが、補正額8,000万円を増額しまして総額を41億8,556万8,000円とするものでございます。

内訳としまして、1目個人、1節現年課税分の所得割額につきまして8,000万円を増額し、個人の総額を38億6,181万7,000円とするものでございます。これについては、既に10月の時点の調定額が当初調定を上回っているため、過去3年間の10月1日から決算までの調定額の伸び率を参考とした数値を求め、本年度の10月の調定額に求めた数値及び収納率を乗じて得た金額が当初予算額より8,000万円の増額が見込まれるため、補正を行うものでございます。この状況といたしましては、内閣府発表の月例経済報告にありますように、景気は穏やかな回復基調が続いたことにより、全般的に個人の所得が当初の見込みを上回ったものと考えられます。

以上、簡単ではございますが、税務課の平成29年度12月補正につきまして説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 8,000万円ふえるということは非常にいいことなんだけれども、ちなみに、前年度比、この時期に対して増額の状況はどうなっている、前年比どのぐらい、比較して。

○委員長（長谷部 集君） 有泉係長。

○市民税係長（有泉正恵君） 前年の10月1日時点の調定額と今年度のものを比較しますと4,911万7,300円ほど上回っております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了し、続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで税務課関係の質疑を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前 11 時 38 分

再開 午前 11 時 49 分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開します。

続いて、企画財政課より14款国庫支出金から21款市債まで一括で説明をお願いします。

横森企画財政課長。

○企画財政課長（横森貴志君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、私からは14款国庫支出金からご説明いたします。各所管課からそれぞれ歳出に合わせまして歳入の説明もあったこととしますので、一括して簡単にご説明させていただきます。

補正予算説明書は、同じく6ページ、7ページでございます。

初めに、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金3,253万7,000円の増額でございます。内訳といたしまして、障害者自立支援医療費負担金が1,148万円、障害者自立支援給付費負担金が2,105万7,000円で、障害者自立支援医療費及び給付費の増額に伴い、それぞれ補助率2分の1となります負担金を計上するものでございます。

次に、2節児童福祉費負担金5,700万円の増額につきましては、入所する未満児の増加及び新たな処遇改善の加算により、市内保育所事業及び広域保育所事業並びに認定こども園等

事業の運営費が増額となる見込みであるため、財源として補助率2分の1となります教育・保育給付負担金を計上するものでございます。

6節生活保護費負担金5,750万8,000円の増額につきましては、生活保護受給世帯の増加によります生活扶助、医療扶助、介護扶助の増額に伴い、財源として補助率4分の3となります負担金を計上するものでございます。

次に、2項国庫補助金、7目土木費国庫補助金、4節都市計画費補助金268万8,000円の増額でございます。内訳といたしまして、都市公園事業費補助金323万8,000円につきましては、中部公園整備事業の財源として計上するものでございます。また、社会資本整備総合交付金55万円の減額につきましては、幹線道路整備事業のうち新町本線道路改良工事の財源で、予算の組み替えに伴い更正するものでございます。

次に、3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金126万9,000円の増額につきましては、国民年金届出書の電子媒体化及び様式の統一化に伴うシステム改修費用の全額が、国民年金市町村事務費交付金として交付されるため計上するものでございます。

次に、15款県支出金でございます。1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金1,626万8,000円の増額につきましては、国庫負担金と同様に障害者自立支援医療費及び給付費の財源として補助率4分の1となります障害者自立支援医療費負担金を574万円、障害者自立支援給付費負担金を1,052万8,000円計上するものでございます。

2節児童福祉費負担金2,850万円の増額につきましては、国庫負担金と同様に市内保育所事業及び広域保育所事業並びに認定こども園等事業の財源として補助率4分の1となります教育・保育給付費負担金を計上するものでございます。

次に、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金416万7,000円の増額につきましては、認定こども園等事業の増額に伴い、教育・保育給付費地方単独費用補助金を計上するものでございます。

次に、18款繰入金でございます。2項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金1,802万2,000円の増額につきましては、介護保険特別会計への繰出金について前年度決算による精算分を一般会計へ繰り入れるものでございます。

次に、11目後期高齢者医療特別会計繰入金、1節後期高齢者医療特別会計繰入金1万4,000円の増額につきましても同様に、後期高齢者医療特別会計への繰出金について、前年度決算による精算分を一般会計へ繰り入れるものでございます。

次に、19款繰越金でございます。補正予算説明書は6ページから9ページとなります。

1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金8億5,899万5,000円の増額につきましては、平成28年度決算に基づき確定いたしました剰余金12億5,899万5,000円のうち、当初予算に計上してあります4億円を除いた額を計上するものでございます。

次に、20款諸収入でございます。5項雑入、1目雑入、2節民生費雑入1,000円の増額につきましては、公費負担診療報酬等に不当な請求が認められたことに伴います医療機関からの返還金を計上するものでございます。

次に、3目過年度収入、1節社会福祉費負担金過年度収入182万6,000円の増額につきましては、平成28年度障害者自立支援給付費国庫負担金の確定に伴い不足分が交付されますので計上するものでございます。

2節児童福祉費負担金過年度収入16万5,000円の増額につきましては、平成28年度児童保護措置費の確定に伴い不足分が交付されますので、国庫及び県負担金分を計上するものでございます。

次に、21款市債、1項市債、12目合併特例債、1節合併特例債につきましては、竜王西小学校非常階段改修事業に1,170万円、幹線道路整備事業に60万円とそれぞれ増額し、また一方、長塚橋かけかえ工事は640万円、公園整備事業は620万円とそれぞれ減額し、合わせますと30万円を減額するものでございます。

地方債の現在高の見込みに関する調書につきましてご説明いたしますので、21ページをお開き願います。

表の一番下の行が合計でございます。今回の補正で30万円を減額いたしますと、本年度現時点で36億6,298万円の起債の発行を見込み、一番右の列になりますが、本年度末の現在高は257億5,750万円となる見込みでございます。

以上、歳入についてご説明いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 説明が終わりました。

委員の質疑を行います。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで歳入の質疑を終了します。

これより、議案第66号 平成29年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第66号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時53分

○委員長（長谷部 集君） それでは、会議を再開いたします。

議案第63号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の制定の件について、休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、審査を再開いたします。

五味議員の質問に対する答弁をお願いいたします。

生山教育部長。

○教育部長（生山 勝君） 恐れ入りますが、議案書の8ページをお願いいたします。

先ほど五味議員さんからご質問をいただきました議案第63号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例制定の別表の時間区分の欄の字句の訂正をお願いするものでございます。時間区分が現在、午後8時30分から午後10時までとなっておりますが、この「午後8時30分」を「午前8時30分」に訂正のお願いを申し上げます。

あつてはならないことで大変申しわけありませんでした。今後このようなことがないようにしてまいります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（長谷部 集君） 答弁が終わりました。

ただいま生山部長から議案の訂正の申し出がございました。審査に当たっては、この申し出を前提に審査を続けたいと思います。

先ほど委員の質疑が終了し、傍聴議員の質疑まで行っておりますけれども、再度説明に対する委員の質疑を行いたいと思います。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） こういう公文書みたいな文書は、例えばこういう媒体以外のところで、どこかに公表されているとか、そういうものはありませんね。

○委員長（長谷部 集君） 生山部長。

○教育部長（生山 勝君） はい、現在のところ、この議案集を持っているのは議員さんと執行部ということになっております。それ以外に外部へ今のところ、流出していることはございません。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（長谷部 集君） なければ、委員の質疑を終了し、続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） えらいところ発見しちゃって何か大変ですけども、午前、午後の字

句の訂正だと思うんですけども、ほかのところの表は全部確認、もう一回確認しましたか。大丈夫ですか、金額等々。そこの午前、午後のところだけ見えていますけれども、表全体のもう一回見直しということをされましたか。大丈夫でしょうか。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 時間区分のところの部分だけ訂正をお願いするというところで、ほかの料金のところのものについては間違いございません。

○委員長（長谷部 集君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） じゃ、別のほうです。備考のほうで、冷暖房を利用するときには30%を加算するということなんですけど、これはどなたが判断するのか、それとも時期によって、もう初めから規定されているのか、この辺の区分は別に書かなくても運用されていることなんでしょうかね。ここの辺はどうなんでしょうかね。

○委員長（長谷部 集君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 冷暖房料金につきましては、ほかの施設等の関係もございまして、今のところ、時期で判断をしている部分はございます。

○委員長（長谷部 集君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第63号 甲斐市竜王中部公園セミナーハウス条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告についてはご一任願います。

以上で議案第63号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。

慎重審議ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員より何かあればお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 事務局、何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上をもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時58分